

ニュースレター第13号 — 発送のご挨拶 —

代表弁護士の宮田卓弥です。

「ニュースレター第13号」を送付させていただきます。

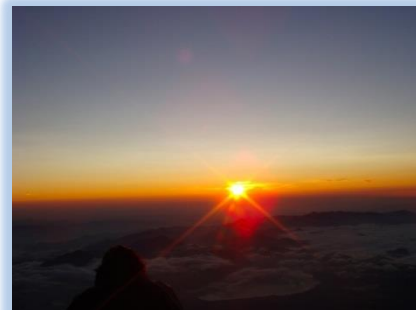
厳寒の候ではございますが、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

風邪やインフルエンザが流行っているようですので、皆様くれぐれもご自愛下さい。

当事務所では、今月末に「新年発表会」を予定しており、事務所スタッフ全員で、今後の活動方針等について議論していく予定です。

本年度も何卒よろしくお願いいたします。

皆様のご活躍とご多幸をお祈り申し上げます。



ピックアップLAW NEWS

『経営者保証ガイドライン－経営者の保証がなく融資ができる？－』

「中小企業庁の関与の下、日本商工会議所と全国銀行協会が共同で設置した「経営者保証に関するガイドライン研究会」により策定された「**経営者保証に関するガイドライン**」が平成26年2月1日から施行され、1年が経ちました。

中小企業が、金融機関から融資を受けようとする場合、代表者の連帯保証が求められるのが通常です（中小企業庁調査によると、借入れをしている中小企業の「**8割以上**」が経営者保証を提供しているとのこと）。

しかし、この経営者保証ガイドラインにおいては、

①法人と経営者との関係の明確な区分・分離

例：法人から経営者の貸し付けが少ない

②財務基盤の強化

例：好業績が続いており、借り入れの順調な返済が可能である

③経営の透明性確保

例：定期的な試算表、資金繰り表の提出等

という中小企業の経営者に求められる経営状況をクリアできた場合、金融機関は、

- ・ **経営者保証なしの融資**や

- ・ **経営者保証に代替する融資手法**

（A B L（流動資産担保融資）や金利の一定の上乗せ等が考えられます）を検討するよう努めなければならないとしています。



同ガイドラインは、その名のとおり、あくまでガイドラインであり、法律ではないため、法的な拘束力はありませんが、同ガイドラインでは「主たる債務者、保証人及び対象債権者によって、自発的に尊重され遵守されることが期待されている」と記されるなど、**金融機関に対して一定の拘束力がある**と言われて

います。中小企業にとっては、法人と経営者との明確な区分などの要件やどの程度までクリアできれば応じるのが不明確である点など、中小企業にとってガイドライン利用による経営者保証なしの融資へのハードルはまだ高いといえます。

ただ、これまでの「**中小企業への融資＝経営者保証**」という形式的・画一的な融資形態ではなく、**実質的に経営者保証の必要性・相当性を検討したうえで、同ガイドラインを用いて、経営者保証のない融資を受ける可能性が今後徐々に増えていくよう金融機関の対応を望むところ**です。

（文責：壹岐弁護士）



弁護士法人

（旧 宮田法律事務所）

たくみ法律事務所

新規予約専用フリーダイヤル（平日9:00～18:00）

☎ **0120-043-211**

福岡市中央区渡辺通3丁目6番15号 NOF天神南ビル10階

天神バスセンター 徒歩5分
西鉄福岡駅(天神) 徒歩5分
地下鉄七隈線 天神南駅 徒歩3分・渡辺通駅 2分
都市高速天神北ICより車で5分



今回は、この場をかりて、2014年12月からたくみ法律事務所の一員に加わりました**弁護士向井智絵**を紹介させていただきます。
新しくなった「たくみ法律事務所」はさらに強い法人となります！！

こんにちは、向井です。
まずは簡単なプロフィールから紹介させていただきます♪

- 鹿児島県鹿児島市出身。父親の転勤が多かったため、生まれたときは、世界遺産登録された屋久島にいました。
県立鶴丸高校を卒業し、慶應義塾大学法学部法律学科、同法科大学院修了。
その後、福岡での1年間の司法修習を経て、福岡県で弁護士登録。
- 日々コツコツと取り組むタイプ。
(ロースクール時代は、友人とゼミを組んで勉強し、毎日深夜まで自習室で勉強していました。)

弁護士になってからは、交通事故の相談を多くいただいております。

今後は、**労働問題（使用者側）**にも取り組んでいきたいと考えています。

事務所以外の仕事としては、最近では、**経営者向けビジネス早朝交流会（BNI）**に参加しています！

我々弁護士以外にも、司法書士・行政書士・税理士等の士業の方から、不動産売買・賃貸、マーケティング、広告デザイン、飲食店、花屋の方々など、様々な業種の方が参加しており、異業種の方々と接することで、貴重な体験をさせていただいております。

◆♪◆*°◆これまでのコラムアップ◆♪◆*°◆

★当事務所交通事故サイトの事務所コラム
NO.38 「交通事故と自由診療」

★当事務所交通事故サイトのたくみのこだわり
NO.6 「14級は労働能力喪失率5%じゃない!？」

是非ご覧下さい！！



たくみの日常 向井智絵の素顔

幼少期は、音楽幼稚園に通い、幼稚園生ながらピアノ、マーチングなどをしていました。それ以外にも、スイミング、日本習字・硬筆、公文等、さまざまな習い事をしてきました。

中学校と高校では、部活で**バスケットボール**をしており、とても活発な学生生活を送りました。

これまでしてきた中でも、特に**ピアノ**が得意で、電子ピアノを買おうと模索中です♪

最近では新たな趣味を見つけたいと考えています。皆さん、オススメがあれば教えて下さい♪お願いします(o^o)♪



通勤のために、最近自転車を購入しました。自転車に乗るのはほぼ小学生ぶりで、初めの頃は不安定でよろよろしていました（既に1回転倒。しかも正月明けの仕事始めの朝。）が、ようやく慣れてきました♪

ただ、方向音痴のため、一回偶然見つけた事務所までの最短ルートが未だに見つけれないでいます。。。

気づいたら事務所を通り過ぎていたこともありました。。。（笑）

こんな私ですが、今後とも何卒よろしくお願い申し上げます。



弁護士法人

(旧 宮田法律事務所)

たくみ法律事務所

新規予約専用フリーダイヤル(平日9:00~18:00)

☎0120-043-211

福岡市中央区渡辺通3丁目6番15号 NOF天神南ビル10階

天神バスセンター 徒歩5分
西鉄福岡駅(天神) 徒歩5分
地下鉄七隈線 天神南駅 徒歩3分・渡辺通駅 2分
都市高速天神北ICより車で5分

2月26日開催予定

第7回 たくみセミナー（先着8名様）

「ブログ、SNSでの会社の悪口は消せるのか？ —インターネット上の権利侵害への対応策—」



第7回セミナー講師
弁護士 壺岐 晋大

たくみ法律事務所と
企業法務や保険に関する知識を深めませんか
第7回セミナーテーマ

「ブログ、SNSでの会社の悪口は消せるのか？ —インターネット上の権利侵害への対応策—」

昨今、FacebookやTwitterなどのSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の広がりにともない、企業や個人の様々な情報がインターネット上にあふれかえっています。

その中には、個人や会社に対する悪口が書かれていることもあります。個人の悪口や情報は、**名誉棄損**や**プライバシーの侵害**となる可能性があり、会社の悪口、評判等に関する情報は、**名誉棄損**や**信用棄損**となる可能性があり、会社については風評被害により、利益に大きな影響を及ぼす場面もあります。

そのようなインターネット上の権利侵害への対応策について、どのような場面で権利侵害といえるのか、権利侵害行為は削除できるのか、権利侵害をした発信者を特定できるのか、さらには、弁護士に頼まずともどこまで対応できるのか等について、2chなどの掲示板、ブログ等への削除請求の経験から分かりやすく説明いたします。

会社の風評被害対策や従業員のプライバシー・名誉棄損対策として、是非ご参加ください。

尚、今回より、皆様との親交を深めるため、セミナー後に懇親会（費用4000円程度）を催すことにいたしました。セミナー参加費は無料ですので、皆様のご参加を心よりお待ちしております。

開催日時	平成27年2月26日（木）19時から2時間程度
開催場所	弁護士法人たくみ法律事務所内会議室
参加費	無料 （尚、セミナー後に懇親会を予定しております。） ※会議室スペースの都合で先着8名様までとさせていただきますので、 2月20日（金）迄にお早めにご連絡いただければ幸いです。

参加希望の方は、以下の欄をご記入頂きこのページをFAXして頂くか、当事務所までお電話下さい。
(FAX : 092-724-2616 TEL : 092-724-4848)

貴社名		
ご芳名		
ご住所		
ご連絡先	TEL	FAX
Eメールアドレス	@	
懇親会（✓をご記入下さい。）	<input type="checkbox"/> 出席	<input type="checkbox"/> 欠席
その他	（セミナーで取り上げてほしいテーマ等がございましたらご記入頂けると幸いです）	